

平成 25 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

民事法（民法・商法）問題紙

A日程

平成 24 年 10 月 28 日

10 : 00～12 : 30（150 分）

（220 点）

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ペー ジ
民 法	1 ～ 2
商 法	3

3. 解答用紙は、4 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
民 法	3 枚	120 点
商 法	1 枚	100 点
合 計	4 枚	220 点

4. 解答用紙は 4 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民 法

(配点 120 点)

問題 1

(1) H大学のA同窓会は、同窓会員2万人を擁し、同窓会規約では、H大学卒業生相互の親睦とH大学の教育の発展に寄与することを目的とすることが定められ、代表の方法、会員総会の運営方法も定められていた。同窓会創立以来、20年が経過したので、20周年記念として、同窓会事務所兼式典ホールとして使用する建物を購入することを企画していた。

(2) A同窓会は、法人格を取得し、A法人になり、定款には、上記問題文に定められた目的とこの目的を遂行するために必要な行為を行うことを目的とすると定められ、会員総会の決議によりBが会長(代表理事)に選任された。定款には、法人の重要な財産権の取得および処分、大口の債務の負担については、会員総会の決議によらなければならないと定められていた。

(3) A法人の会員総会は、奨学金の基金の不足分300万円を他から借り入れ、その債務のためにA法人の所有する不動産またはA法人名義の預金を担保とする決議をした。自らの事業経営に失敗し、多額の債務を負うBは、自己の債務の返済に充てる目的でA法人を代表してC銀行に300万円の借り入れを申し込んだ。C銀行としては、A法人とのこれまでの取引状況とA法人の預金の状況から預金を担保に貸付に応じることに問題ないと判断し、B個人に貸し付けるわけではないのでこれまで取引をしたことのないBの資産状態を調査するまでもないとして、貸付に応じ、貸付金300万円をBに交付した。Bは受領した金員を自己の債務の返済に充てた。

返済期到来後、C銀行は、貸付金の返済をA法人に請求し、返済しない場合には、預金債権との相殺をすると主張した。A法人は、B個人の利益のために代表行為をしているから代表行為は無効であると主張し、C銀行の請求に応じない。

問1 (30点)

ACの主張について、判例の立場によれば、いかなる法律構成により解決を図ることになるか、その際、A法人としては、C銀行のいかなる事情を主張立証しなければならないか。

問2 (30点)

A同窓会は、法人格を取得しない時点で、事務所として使用する目的でDから所有する乙建物を購入した。乙建物の所有名義の登記をどうするかについて同窓会総会で協議し、他の方法が事実上困難であるか、法律上認められないこともあってやむを得ず会長Bの個人名義の登記をするほかないと判断して、B名義の所有権移転登記を済ませた。

Bは、自己名義の登記があることを奇貨として、乙建物を、事情を知らない、B名義の登記を信頼したEに売却し、所有権移転登記を経由した。A同窓会がEに対してE名義の所有権移転登記の抹消を主張したのに対し、Eは乙建物の所有権を有効に取得したと主張している。A Eそれぞれの主張の法的根拠を明らかにしたうえでその当否を検討せよ。

問題2 (1問10点×6問=60点)

以下の(1)～(6)の記述には一部誤りがあります。根拠を簡潔に示した上で、どの部分が誤っているか指摘して下さい。なお見解に相違がある部分については判例の立場に従って検討して下さい。

(1) 第三者が抵当不動産を不法占有することにより、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態であっても、抵当権者が不法占有者に対して抵当権に基づく妨害排除請求権を行使することは認められない。

(2) 登記請求権を被保全債権として債権者代位権を行使する場合であっても、債権者代位権が認められるためには「債務者の無資力」という要件が充足されていることが必要である。

(3) 離婚に伴う財産分与によって一般債権者の共同担保が減少される結果となる場合には、原則として当該財産分与は民法424条に基づき取り消すことができる。

(4) 不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権とし、不法行為による損害賠償請求権以外の債権を受働債権とする相殺は許されない。

(5) ある契約について履行遅滞を理由として解除権を発生させるためには、必ず「相当期間を定めた催告」をしなければならない。従って、「相当期間を定めていない催告」をした後に、相当期間が経過した場合であっても契約の解除権は発生しない。

(6) 不法行為について被害者にも過失がある場合、裁判所は、これを考慮して損害賠償の額を定めることができるのみならず、このことを理由に加害者の不法行為責任そのものを否定することができる。

商 法

(配点 100 点)

次の設問について簡潔に答えなさい (300字以内)。(各問20点)

- (1) 株式会社設立のときの、現物出資の法規制はどのようになっているか。
- (2) 会社法356条1項3号を説明しなさい。
- (3) 商法9条1項、会社法908条1項を、具体例をあげて説明しなさい。
(解答においては、「商法9」、会社法「908」は省略し、法1項前段・後段の語を用いるだけでよい)
- (4) 商人間留置権(商法521条)と民法上の留置権(民法295条)の異同について述べなさい。
- (5) 手形行為独立の原則とはどういう事柄か。